

新制度における私立幼稚園の選択肢について（文部科学省資料）

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新 制 度	【選択肢 1】 「施設型給付」を受ける幼保連携型認定こども園	○学校教育と保育を提供する機関 (幼保連携型) ・学校と児童福祉施設の位置付け (幼稚園型) ・保育機能を認定	○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督	○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「保育の必要性」の認定を受けた利用者 ・「保育時間」に対応する「施設型給付」※2 ○その他の利用者 ・「標準時間」に対応する「施設型給付」※2 ○私学助成（特別補助等）※3	○応諾義務 ・定員を超えた場合は、選考可 ○公定価格 ・利用者負担は応能負担が基本 ・一定の要件の下で上乗せ徴収可
	【選択肢 2】 「施設型給付」を受ける幼稚園型認定こども園	○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応	○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督			
	【選択肢 3】 「施設型給付」を受ける幼稚園	○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応	○都道府県が認可・指導監督	○「給付の支給対象施設」として、 <u>市町村</u> が確認・指導監督	○「標準時間」に対応する「施設型給付」※2 ○私学助成（特別補助等）※3	
現 行 ど お り	【選択肢 4】 「施設型給付」を受けない幼稚園※1	○学校教育を提供する機関	○都道府県が認可・指導監督		○私学助成（一般補助・特別補助） ○幼稚園就園奨励費	○建学の精神に基づく選考 ○価格は設置者が設定

※1 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

※2 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※3 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。預かり保育も市町村から受託